

提示平均価額制度について

1 役割

総務大臣が算定する提示平均価額 …… 都道府県間の評価の均衡を図る
都道府県知事が “ ” …… 市町村間の評価の均衡を図る

2 対象地目

対象地目は、評点式評価法によって評価するもの
【田、畑、宅地、山林】

3 評点式評価法

各筆の土地に評点数を付設し、この評点数に評点一点当たりの価額を乗じて評価額を求める方法

$$\text{評価額} = \text{付設評点数} \times \text{評点一点当たりの価額}$$

4 提示平均価額の算定方法

指定市町村 …… 総務大臣が算定。必要に応じて、指定市町村の見込額を基礎として、総評価見込額を修正。
指定市町村以外の市町村 …… 上記と同様の方法により、都道府県知事が指定市町村の提示平均価額を参考として、算定。

$$\text{提示平均価額} = \frac{\text{総評価見込額}}{\text{総地積}}$$

5 評点一点当たりの価額

評点一点当たりの価額は、市町村長が提示平均価額に基づき、以下の算式により決定。

$$\text{評点一点当たりの価額} = \frac{\text{提示平均価額} \times \text{総地積}}{\text{付設総評点数}}$$